

高浜市自治基本条例の概要をご紹介します



前 文

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

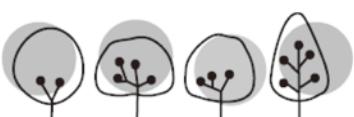
そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手をとり合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。

私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために。

地 域 自 治

地域内分権の推進 【第16条】

地域の長所や課題は、その地域に暮らす市民が一番よく知っています。身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に考え、「地域をこうしたい」「地域でやりたい」を実現できるよう、必要な権限と財源を地域に移していくことで、地域の個性や工夫を活かしたまちづくりが展開できます。



まちづくり協議会 【第17条】

地域の市民の意思を反映してまちづくりを行っていくため、小学校区単位でまちづくり協議会が活動しています。町内会やPTA、子ども会、いきいきクラブ、消防団といった、地域や世代、課題別を代表する団体や、まちづくりに関心を持つ個人・企業などが、1つのテーブルに集まり、縦糸と横糸をつむぎあい、地域の総合力を形づくって、地域課題の掘り起こしや対応・解決に力を注いでいます。

活動の育成と支援 【第19条】

地域の自治を豊かにすることは、人と人とのつながりを基礎とした支えあえる関係をつくることであります。市民・議会・行政がお互いに地域の自治を守り、育していくよう努めることが大切です。

